

合志市長選挙



告示日 3月13日(日)
 立候補受付 3月13日(日)
 と き 午前8時30分から午後5時まで
 と ころ 合志市役所2階 庁議室(のち総務課)
投票日 3月20日(日)
 午前7時～午後7時
 ※第2投票区(日向集会所)・第5投票区(恵楓園恵楓会館)は午後6時まで

※3月13日(日)の告示日に立候補届出のあった候補者が1人であるときは、投票は行なわれません

今回の市長選挙で投票できる人

次の要件をすべて満たす人です。

- ・日本国民であること。
- ・平成16年3月21日までに生まれた人。
- ・令和3年12月12日までに本市に住民票が作成された人(転入届けをした人)で、引き続き3カ月以上住み、合志市の選挙人名簿に登録されている人。

※ただし、投票日前日(3月19日)までに他の市町村へ転出した人、または、転出の異動予定日として届出をした人は投票できません

投票所入場券

3月14日(月)から郵送予定です。

※投票が行なわれないこととなった場合、発送しません

特例郵便等投票(新型コロナウイルス感染症療養者)

告示の翌日から選挙当日までの期間中に、新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などを行っている人で、一定の要件に該当する人は、特例郵便等投票ができます。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

期日前投票もご利用ください

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票日に投票できない人は、期日前投票ができます。投票所入場券ハガキ裏面の『期日前投票宣誓書』に必要事項を記入しておく、手続きが早く済みます。

期日前投票所

- ▶と き 3月14日(月)～3月19日(土) 毎日午前8時30分～午後8時
- ▶と ころ 市役所1階ホール 西合志図書館集会所

代理投票制度

病気やケガなどで、投票用紙への記入が困難な人のために、投票所の事務従事者が代筆する制度です。

代理投票は投票所の事務従事者2人が補助を行ない、補助者の1人が投票者の指示する候補者の氏名を記入し、他の1人が立ち会う方法で行ないます。補助者は投票の秘密を必ず守ります。

投票用紙への記入が困難な人は、投票時に申し出てください。

長期出張や出産などで合志市を離れている人

3月14日(月)から20日(日)まで合志市を離れている人は、滞在先の選挙管理委員会にて不在者投票をすることができます。詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

病院などに入院している人

病院、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者支援施設など、特定の施設に入院または入所している人は、その施設内で不在者投票できる場合があります。その施設が不在者投票できる施設として指定されていることが条件ですので、入院・入所先の事務局に確認してください。

郵便等による不在者投票

体に重度の障がいのある人や要介護者である人は、自宅や療養先などで投票できる『郵便等による不在者投票制度』が利用できます。対象と思われる人は、選挙管理委員会にお問い合わせください。

▼郵便等による不在者投票の対象者

手帳等の種類	障がいの種類等	障がいの程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級もしくは3級
戦傷病者手帳	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症

手帳等の種類	要介護状態区分
介護保険被保険者証	要介護度5

※上記対象者のうち、一定の要件に該当する人は、代理記載制度も利用できます。詳しくは、選挙管理委員会へお尋ねください

●問い合わせ先
 市選挙管理委員会(総務課内) ☎248-1112

素敵な人生・素敵なパートナー



男女共同参画推進懇話会 委員 西崎 久美子

男女共同参画推進懇話会の委員になって1年が過ぎました。社会には幅広い課題があることを知り、初めは分からないことが多かったのですが、課題と共に少しずつ理解が深まってきました。

その中でも、「自分らしく生きる」ということ。男女共同参画社会を推進する上で、社会全体で取り組むべき重要な課題であると感じています。また、国連のSDGsでは『ジェンダー平等を実現しよう』と目標が定められています。特に、ここ数年「自分らしく生きる」をとりあげたテレビ番組を見たりインターネットや新聞で記事を見たりすることが増え、多くの人々に課題が浸透している気がします。

「自分らしく生きる」ということを考えたとき、私は、男女の性別に関わらず一人の人間として感謝の気持ちを忘れずにいることを大切にしています。そして、言葉で「ありがとう」と伝えるように努めています。一方で、言葉で伝えることは時に相手を傷つける凶器にもなることも忘れてはいけません。自分に悪気はなくても、何気ない会話やSNSのやり取りで、相手に誤解を生むこともありました。それからは、SNSでは絵文字を入れるようにしています。相手に気持ちが伝わるように、「伝え方」を考えるようにしています。

『ジェンダー』の課題には、社会通念や慣習の中の男性像、女性像があり、私自身も男性像に力持ちのイメージがあり、力仕事は息子によく頼みます。ただし、感謝の気持ちをもつて「ありがとう」と伝えるようにしています。

「ありがとう」は魔法の言葉です。お互いが笑顔になります。私は、これからの感謝の気持ちを忘れず「ありがとう」を言葉で伝えていきたいと思っています。

こんにちは

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先

市消費生活センター(総務課内) ☎2485442
 相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

「注文した覚えがない商品が届いた」

相談事例1

海外から、頼んだ覚えがない国際郵便物が届いた。自分の名前や携帯番号、住所は間違いない。自宅ポストに入っていたがどうしたらよいか。

相談事例2

数日前に海外から、注文した覚えがないマスクが国際郵便で届いた。開封はしていないがマスクが数十枚入っているようだ。荷物の伝票には数字だけが記載されており意味がわからない。どうしたらよいか。

相談事例3

宅配業者から、「明日健康食品を2万9800円の代引きで配達します」という連絡があったが、身に覚えがなかったため断ると、「とりあえず伺います」と言われて電話を切られた。家族に確認したが誰も覚えがない。対処方法を知りたい。(60代 女性)

相談事例4

注文した覚えがない商品を宅配業者が持ってきたので代金を支払ってしまった。箱を開けると注文した覚えがない腕時計が入っていた。送り主の会社名や住所、電話番号に覚えがない。(30代 男性)

相談事例の解説

- ・注文した覚えが確実でない場合商品受け取り時に受取拒否をしましょう。
- ・注文したかどうか曖昧で商品を受け取ってしまったが、やはり覚えがない場合配達業者に連絡し商品を回収してもらいましょう。
- ・もしネガティブオプション(送り付け商法)で商品が送付された場合は、直ちに処分することもできます。事業者から請求を受けても代金を支払う義務はありません。処分前に商品の写真を撮影しておきましょう。
- ・家族などの誰かが注文した可能性があり、商品を受け取ってしまった場合家族や知り合い関係を確認後、注文した覚えがない場合は、配達業者に連絡し商品を回収してもらうか、処分しましょう。

誤って金銭を支払ってしまった場合や、事業者から請求書が来た場合などは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。



市消費生活センターホームページ

